

---

※ 「児童生徒性暴力等に関する教室の服務規律の確保の徹底」について文科省・教育委員会から通知がありました。このことを受け、本校では職員研修を開き、下記のことを確認しました。

①第三者の目が行き届きにくい環境となる場面を減らすため、執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的指導体制を構築すること。

②盗撮防止のため教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うとともに、教室等を常に整理整頓しカメラ等を設置できないような環境整備を行うこと。

③教職員が SNS 等を用いて児童生徒等と私的な端末でやりとりを行ってはならないことはもとより、教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう、また、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底すること。

また、事案の早期発見・対応のためアンケート調査を実施します。加えて保護者等からの相談窓口を校長・教頭としますので、気になることがございましたらご相談ください。

---

